

長崎県で 農業をはじめませんか



長崎県新規就農相談センター



吉岐

A collage of Japanese food illustrations. It includes a bundle of asparagus, a bunch of rice, two strawberries, a whole melon and a slice, a tobacco plant, and a cigarette.

平戸

平戸

肉用牛

たまねぎ

いちご

松浦

葉たばこ
アスパラガス
アスパラガス
葉たばこ
ぶどう
みかん
メロン
いちご
肉用牛
ながさき牛
水稻

佐世保

産出額(平成30年度)が全国10位に入る主な作物

長崎県産農産物の全国順位

※全国順位10位以内まで

- ※全国順位10位以内まで

 - 第1位 びわ
 - 第2位 該当なし
 - 第3位 ばれいしょ
 - 第4位 たまねぎ、いちご
 - 第5位 葉たばこ、きく、カーネーション
 - 第6位 みかん、にんじん、しらぬい(デコポン)
にがうり、ガーベラ
 - 第7位 肉用牛、ブロッコリー、レタス
アスパラガス、そらまめ(未成熟)
 - 第8位 洋ラン(鉢)、二条大麦
 - 第9位 かぼちゃ、さやえんどう(未成熟)
 - 第10位 しょうが、だいこん

長崎県の就農支援制度

農業の研修を受けたい方・就農の準備をしたい方
就農相談から経営確立までの過程をバックアップします！

就農の過程 と 支援制度

STEP 1 就農相談

STEP 2 研修制度（農業技術習得）

STEP 3 就農準備（就農先・農地調査）

STEP 4 就農（機械・施設導入）

STEP 5 経営初期

STEP 6 経営確立

お問い合わせはこちら

長崎県新規就農相談センター
〒854-0062 諫早市小船越町3171番地
TEL 0957-25-0031 FAX 0957-25-7716

STEP 1 就農相談

相談窓口

認定新規就農者

農業技術・農地・資金等農業全般にわたる相談に、長崎県新規就農相談センター及び各地域の就農支援センターが応じます。相談しながら「青年等就農計画」を作成しましょう。

県内各市町があなたの「青年等就農計画」を認定します。

年間農業従事日数 150日以上

農業所得目標 300万円以上（各市町で異なります）



各市町の認定を受けてあなたは認定新規就農者になります。

（参考）

住宅情報・起業等情報・求人情報

ながさき移住サポートセンター

長崎市尾上町3-1 県庁内4階

TEL 095-894-3581 FAX 095-895-2259

E-mail iju@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県移住支援公式HP ながさき移住ナビ URL : <http://nagasaki-iju.jp/>

ながさき移住 検索

STEP 2

研修制度（農業技術習得）

1. 技術習得支援研修

農業大学校において2ヶ月の基礎研修受講後、県内の農業土等先進農家のもとで10ヶ月のマンツーマン研修
定員 25人／回（年2回の募集）

詳細の問い合わせ先

長崎県新規就農相談センター TEL 0957-25-0031

長崎県農業経営課就農支援班 TEL 095-895-2935

2. 農業法人等での実践トレーニング

農業インターンシップ資料請求、お申し込み 受付：随時

（公社）日本農業法人協会 TEL 03-6268-9500

3. 担い手公社（1～2年間）

公社事業を通じて実践研修、手当支給、就農後の営農支援、地元での就農（P12、13参照）

詳細の問い合わせ先

（一財）長崎市地産地消振興公社 TEL 095-892-2824

（一財）小値賀町担い手公社 TEL 0959-53-3344

STEP 3

就農準備（就農先・農地調査）

就農先・農地の相談

就農先については長崎県新規就農相談センター、農地については市町農業委員会がそれぞれ相談に応じます。

備考：農地の取得について

農地の売買や貸借を行う場合には、農地法（第3条）の許可または経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の、どちらかの手続きが必要です。

1. 農地法（第3条）の許可は、次の主な条件を満たしていかなければ、許可になりません。

- (1) 取得者（又は世帯員）が取得した農地等のすべてについて耕作すると認められたとき
- (2) 取得者（又は世帯員）が農作業に常時従事（原則150日／年）するとき
- (3) 取得者（又は世帯員）農地等取得面積の合計が下限面積（原則50a）に達するとき（ただし下限面積については、地域によって例外有り）
- (4) 取得者（又は世帯員）の通作距離からみて、土地の効率的利用ができると認められるとき

これらの審査に当たり、特に新規就農者の場合には、これまでに農業の実績がないために、判断が非常に難しいため、各市町農業委員会では、一般に農業技術の習得のための研修実績や取得農地に係る農業経営計画の提出を求めています。

2. 農用地利用集積計画は、市町が、売買又は、賃借の当事者や農業委員会からの申出によってこの計画を作成するものです。

利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- (1) 農用地の全てについて農業経営を行うこと。
- (2) 農業経営に必要な農作業に常時従事すること。
- (3) 土地を効率的に利用して農業経営を行うと認められること。

STEP
4

就農《機械・施設導入》

補助事業

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金：産地基幹施設等支援タイプ（国庫補助事業）
 - 補助率 50%（低成本耐候性ハウスの導入にあたっては、県の上乗せ補助、市町補助の可能性あり）
- ・長崎県新構造改善加速化支援事業（長崎県補助事業）
 - 受入団体型
 - 補助率 50%（市町10%以上の補助あり）
 - ※農業用機械は1/3以内
 - 対象者：認定新規就農者、受入団体等登録制度を活用した就農者又は就農予定者、農外及び県外からの農業参入者、又は親等と経営を異にする農家子弟（1戸でも事業実施可能。）
 - 例　示：生産管理施設（園芸ハウス1戸の場合は概ね1,000㎡、2戸以上の場合は概ね2,000㎡以上）
 - 農業用機械は2戸以上で事業実施する場合のみ補助対象
- ・その他国庫、県単補助事業がありますが、それぞれ採択要件等が異なりますので、詳細は長崎県新規就農相談センターへご相談ください。

STEP
5

経営初期

経営初期の給付金制度

P11 参照

農業次世代人材投資資金〔経営開始型〕

※年令等受給要件があります。就農予定地を管轄する市町又は新規就農相談センターへご相談下さい。

農業経営指導や仲間作りの支援

- ・地域の指導機関が巡回し、指導支援を行います。
- ・指導機関が実施する研修会に参加できます。
- ・地域の農業研究会や作物部会等へ積極的に参加できます。
- ・おおむね30歳未満の方は「青年農業者連絡協議会」や農協青年部に加入すると、交流会・技術交換会などの仲間づくり活動に参加できます。

STEP
6

経営確立

認定農業者制度

あなたの具体的な営農計画（農業経営改善計画）を関係機関の指導を受けて作成します。

認定農業者

市町長があなたの農業経営改善計画を認定します。

県方針：主たる従事者1人当たり

年間労働時間 2,000時間

年間農業所得 400万円

<認定を受ければ、あなたは認定農業者に>



農業経営の状況に応じた支援

あなたの農業経営の状況や意向に応じて、農業技術や経営改善の指導および補助・融資制度の紹介等を行います。

認定新規就農者制度

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

支援内容としては、資金の貸し付け（青年等就農資金）や農業次世代人材投資事業（経営開始型）があります。

*従来県が認定していた「認定就農者」制度と異なり、農業経営基盤強化促進の改正に伴い新たに設けられた制度で、市町が同法に基づく基本構想を作成し、就農計画を認定します。その計画が認定された方を「認定新規就農者」といいます。

就農に必要な農業技術の習得状況、就農時の農地や農業経営の規模・生産方式・経営管理に関する目標等について、自らの将来計画を作成します。

- | | |
|------------------------------|---|
| ① 青年：18歳以上45歳未満 | *ただし、地域に担い手がない等、やむを得ない事情があると市町長が認める場合は、50歳未満とする |
| ② 知識・技能を有するもの：65歳未満 | |
| ③ ①及び②の者が役員の過半を占める法人 | |
| *農業経営を開始して5年以内のものを含み認定農業者を除く | |

- ・市町農政担当課へ計画を提出します
- ・就農計画認定審査会で計画が審査されます。
- ・市町長の認定を受けると「認定新規就農者」となります

*認定新規就農者のメリット

○経営開始にあたっての農業施設や農業機械の導入に活用できる無利子の「青年等就農資金」の融資対象となります。

○農業次世代人材投資事業（経営開始型）の申請要件になります。

新規就農希望者



青年等就農計画の作成



市町長へ提出



青年等就農計画の審査



青年等就農計画の認定



認定新規就農者

青年等就農資金

ご利用いただける方

認定新規就農者

*市町から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人

資金の使いみち

青年等就農計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や、販売施設も対象となります。

果樹・家畜等

家畜購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となります。

借地料などの一括支払い

農地の借地料や施設・機械リース料などの一括支払いなどが対象となります。

その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となります。

ご融資条件

償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内）

融資限度額：3,700万円（特認1億円）

金利：無利子

担保・保証人：実質的な無担保・無保証人制度

担保：原則として、融資対象物件のみ

保証人：原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ

農地等の取得にご利用いただける資金

認定新規就農者が農地等を取得される場合には、経営強化資金を利用できます。

利用条件等：借入額が1,000万円以下の場合

①融資率100% ②償還期限25年以内（うち据置期間5年以内）

就農準備と資金の利用にあたっては、地域の相談窓口が支援します

◆新たに農業（農業経営の開始）を希望される方には、農地・資金・技術習得など就農に向けた情報を提供するほか、研修など就農に向けた準備や青年等就農計画の作成をスムーズに進められるよう、地域の相談窓口がサポートします。

◆都道府県等の地域の機関が、事業の具体的な内容や資金計画の作成を、支援します。

【相談窓口】：市町、県、長崎県新規就農相談センター等のほか最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）でも相談を受け付けます。

留意いただきたい事項

■国の補助金を財源に含む補助事業（事業負担金を含む）は、本資金の対象となりません。

ただし、地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業（経営強化支援事業）は対象となります。

■上記以外にも資金をご利用いただくための要件等があります。

詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫各支店までお問い合わせください。

農地を取得するためには

技術の習得や経営計画の作成を終えたら、次は、農地の取得です。

● 農地は「買う」より「借りる」！

農業を始めるためには、農地の購入費のほか、種苗、肥料・農薬、農業機械等の購入費、ハウスの設置費など多額の費用がかかります。

なかでも、農地の購入費用は大きく、初期投資ができるだけ抑え経営を軌道に乗せるためには、農地は、「買う」より「借りる」方が賢明です。

● 農地を借りるための手続き

農地の賃借・売買については、行政手続きが必要です。手続きには、いくつかの方法がありますが、ここでは、「農地中間管理事業」による借り入れ手続きについて紹介します。

（貸借契約までの手順）

①「借受け希望者」の募集に応募する。

原則として毎月、農地の借り手を募集しています。まず、これに応募することが必要です。

※必要な手続きや様式については長崎県農業振興公社のHP (<http://ngskosha.server-shared.com/>) をご覧ください。

②公社が農地を斡旋

公社では、就農計画が適切であると判断される場合には、市町（農業委員会）等を通じて、希望に応じた農地を探し、紹介します。

③現地確認

紹介した農地の現地確認等を行っていただきます。

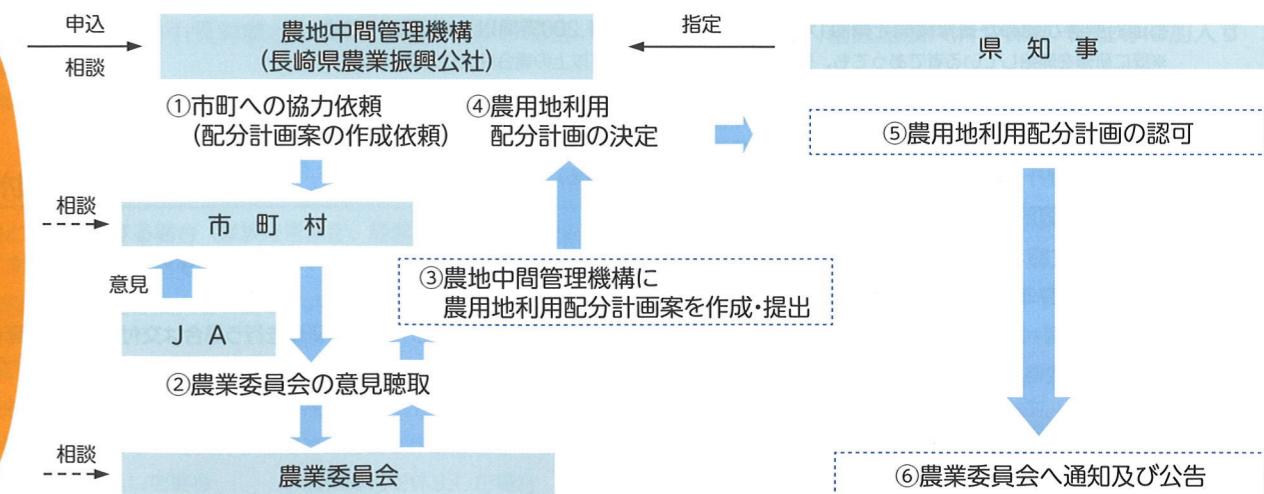
④公社と農地の貸借契約を締結

希望の農地が見つかったら、農地中間管理機構と契約を締結（農用地利用配分計画）します。

⑤計画の認可

公社から県へ農用地利用配分計画の認可を申請し、県が認可したら、契約の完了です。

農地貸借フロー図(農地中間管理機構)



● 実現可能性のある計画、関係機関との十分な話し合いが大事

いずれにしても、農地の取得（賃借、売買）について行政の許可等を受けるためには、実現可能性のある農業経営計画を作成しておくことが前提となります。

事前に県の地域振興局や市町、農業委員会と十分話し合っておくことが重要です。

農業次世代人材投資資金 (旧青年就農給付金)

◇年間150万円を就農前(2年間)、就農後(5年間)に交付

この制度には「準備型」と「経営開始型」の2つがあります。

「準備型」は、県が認める研修機関で研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円を原則最長2年間交付します。同様の事業内容で「就職氷河期世代の新規就農促進事業」もあります。

「経営開始型」は、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた（見込みを含む）認定新規就農者に年間最大150万円（前年所得に応じて交付金額は変動）を最長5年間交付します。

■農業次世代人材投資資金(準備型)・就職氷河期世代の新規就農促進事業の交付要件

就農前の研修を後押しする資金を交付（原則2年以内）

要件が整えば、「準備型」または「就職氷河期世代の新規就農促進事業」のどちらかが採択されます。

- (1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- (2) 独立・自営就農または雇用就農または親元での就農を目指すこと

・親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するかまたは農業法人の共同経営者になること
・独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること、または、農業経営改善計画の認定を受け認定農業者になること

- (3) 研修計画が以下の基準に適合していること

・都道府県等が認めた研修機関で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修すること

※既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は交付対象

※長崎県が認める研修機関は以下のとおり（2020.3.31現在）

・長崎県立農業大学校・公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金
・長崎県新規就農相談センター・一般財団法人小値賀町担い手公社
・JA高崎市が行う新規就農者支援事業（ただし、育成型研修コースに限る）

- (4) 常勤の雇用契約を締結していないこと

- (5) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと

- (6) 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

交付対象の特例=国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する

注:前年の世帯全体取得が600万円を超えた場合、採択されないことがあります。

返還を要する場合

- (1) 適切な研修を行っていない場合
※交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得していないと判断した場合
- (2) 研修終了後[※]1年内に原則50歳未満で就農しなかった場合
※準備型の研修終了後、更に研修を続ける場合（原則2年以内に準備型の対象となる研修に準ずるもの）は、その研修終了後
- (3) 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農または雇用就農を継続しない場合
- (4) 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合または農業法人の共同経営者にならなかった場合
- (5) 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者または認定農業者にならなかった場合
- (6) 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、必要な報告を行わなかった場合
- (7) 虚偽の申請等を行った場合

■農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付要件

経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援（最長5年以内）

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者^{*}であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること

※市町において、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

- (2) 独立・自営就農であること

※自ら作成した青年等就農計画等^{**}に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする

- ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。（農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年間の交付期間中に所有権を移転、または利用権を設定すること）
- ②主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りている
- ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する
- ④交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理する
- ⑤農業経営に関する主宰権を有している

- (3) 青年等就農計画等^{***}が以下の基準に適合していること

※独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農作物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画である

※※農業経営基盤強化促進法第14条の第4項に規定する青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請添付書類を添付したもの

※※経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作物の導入、経営の多角化等）を負うと市町長に認められること。

- (4) 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作物の導入、経営の多角化等）を負うと市町に認められること

- (5) 人・農地プランへの位置づけ等

※市町が作成する実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること
(もしくは位置づけられることが確実であること)

※または農地中間管理機構から農地を借り受けていること

- (6) 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けておらず、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと

- (7) 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

- (8) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合、気象災害等に備えて、園芸施設共済や保険・保証等に加入すること

注:前年の世帯全体所得が600万円を超えた場合、採択されないことがあります。

■交付対象の特例

- ①夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資産を共に所有するなどにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて交付金額の1.5倍を交付する

- ②複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する

■交付停止

1 資金を除いた本人の前年の所得が350^{*}万円以上であった場合 ※平成26年度以前から交付を受けている者については250万円

2 青年等就農計画等^{**}を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町が判断した場合

3 農業経営を中止した場合 4 農業経営を休止した場合 5 就農報告等の必要な報告を行わなかった場合

6 国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合 7 交付主体が実施する中間評価によりC評価相当と判断された場合

資金の返還事由

- ・農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を5年間の交付期間中に所有権を移転、または、利用権を設定しなかった場合
- ・虚偽の申請等を行った場合
- ・経営開始型の交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合

新規就農者受け入れのための 市町の支援事業について

令和2年4月1日現在

機関名	事業名	対象者(要件)	支援措置の内容	実施主体(問合せ先)
① 長崎市	農業新規参入促進事業	農業新規参入等の企業・個人	設備等に要する経費の助成	長崎市農林振興課 095-820-6564
	中高年新規就農給付金	新規就農者 (50歳以上65歳未満の専業の独立・自営就農者)	中高年新規就農給付金	
	現地実践研修	新規就農希望者	農業技術習得のための研修会 (1年間:露地野菜)	長崎市地産地消振興公社 095-892-2824
② 佐世保市	佐世保市新規就農者支援事業	新規就農者 (独立自営・原則50歳以上60歳未満)	・就農給付金:1200千円/年以内最長3年間 ・農地賃借料補助: 1/2以内限度額80千円最長3年間 ・農業経営の開始時に必要となる農機等の購入経費に係る補助: 購入費の1/3以内(限度額1,000千円以内)	佐世保市農業畜産課 0956-24-1111
③ 島原市	UIターン農業研修支援事業	・64歳未満で、島原市に転入し新たに農業研修を受ける者	農業研修を受ける期間、生活費月額2万5千円を補助	島原市農林水産課 0957-68-5483
	新規就農者自立支援事業	・45歳未満で島原市に転入し新たに農業経営を行なう者(認定新規就農者)	機械・資材等の購入、リース経費の1/2を補助(上限200万円)	
	農業後継者就農奨励金	・40歳未満の農業後継者で専業として新に就農する者	専業として就農後、1年経過後に5万円、3年経過後に10万円支給	
④ 諫早市	諫早市認定農業者等支援事業	認定新規就農者及び認定新規就農者等 (詳細はお尋ねください)	小規模土地の基盤整備及び生産施設整備に要する費用の一部を助成	諫早市農業振興課 0957-22-1500
	諫早市施設園芸経営支援事業		園芸施設に係る前年経営費のうち、物販費を対象に助成	
	諫早市新規就農者定住支援事業		空家を購入又は賃借して、農業経営を開始する者の営農に係る物品の購入又はリース費用を対象に助成	
⑤ 大村市	〈①始める前に〉農業就業体験支援	・農業を志向する高校生・大学生・Uターン・Jターン等	体験料・宿泊料は無料 交通費は自己負担※県外者に助成あり 【給付金】 研修期間中1人当たり日額6千円 (農業次世代人材投資資金の(準備型)の受給を除く) 【家賃】 アパート等家賃1/2助成 (限度額2.5万円)	大村市農業経営室 0957-53-4111
	〈①始める前に〉農業後継者育成支援事業	・研修開始時に65才未満で市内で住所を有し、市内で就農する者。 ・過去に農業次世代人材投資資金等国費を受給していない者		
	〈②始める前に〉経営開始支援事業 【施設整備】	①対象年齢65歳未満 ②新規就農者で相当の農業技術を習得し、市内で独立自営により続けて5年以上営農を行なう者	・初期投資や作物などの導入に必要な経営に対する補助 【補助額】 ○いちご・トマト・きゅうり・みかん…経費の1/2(限度額200万円) ○その他品目…経費の1/4(限度額50万円)	
	【賃借料】	②就農5年以内の後継者	・就農時及び規模拡大時に必要な農地借地料の1/2を5年まで補助 【補助額】 10a当り限度額2万円	
	平戸式もうかる農業実現支援事業	1. 平戸市が認める研修を受け、55歳未満で市内に新規就農する者 (詳細要件あり) 2. 農業次世代人材投資資金の交付対象者	1. 新規就農希望者の実践研修に対する支援(1年間) ①市単独:年間1,200千円 (月額100千円)を限度 ②農業次世代人材投資資金への上乗せ:年間900千円 (月額75千円)を限度 2. 新規就農後の農業経営に対する支援(2年間)※以下、1と同様	平戸市農林課 0950-22-4111
⑥ 壱岐市	壱岐市新規就農者支援事業	新規就農予定者 年齢は概ね50歳未満	農業研修等を受けて就農計画認定後、就農時に60万円を限度として補助	壱岐市農林課 0920-44-6111
⑧ 五島市	五島市農業研修支援事業	五島市内で農業研修を受け、農業者になることを志向する原則60歳以下の者及び、その農業研修受入先農家	研修手当(農業研修生) ・研修期間に1人あたり、月額12.5万円(最長2年間) ※就農予定日に50~60歳の方は月額12万円 指導手当(農業研修生を受け入れる者) ・研修期間内に研修生1人の場合、月額5万円※2人以上の場合は7.5万円 住居手当(農家研修生) ・研修期間内に研修生1人当り家賃の1/2(2万円上限、千円未満切捨て) ※3等親以外の者との賃貸契約に限る	五島市農業振興課 0959-72-7816

機関名	事業名	対象者(要件)	支援措置の内容	実施主体(問合せ先)
⑨ 西海市	西海市新たな就農者支援事業補助金	<共通要件> ・市内に住所をおく・市税等の滞納がない。 ・本事業の支援認定を受けるまたは認定新規就農者となる。 ・交付年数の倍以上の営農と市内在住及び自治会加入の継続※最低3年以上 ①営農生活支援 ア) 新規参入者 ・就農して2年以内・年齢50歳以上61歳未満 ・長崎県等の研修制度を経て就農 イ) 親元就農者等 ・就農して2年以内・年齢61歳未満 国事業の農業次世代人材投資事業を受けられない。 ②施設等整備支援(導入整備費の支援) ・年齢61歳未満・就農1年前から就農して2年内	①営農生活支援 ア) 新規参入者 就農支援金120万円×3年=360万円 イ) 親元就農者等: ○年齢40歳未満で西海市青年農業者の会加入者 就農支援金1年目60万円 2年目30万円3年目30万円計120万円 ○年齢50歳未満 就農支援金:60万円×1年 ○年齢50歳以上61歳未満 就農支援資金30万円×1年 ②施設整備資金 補助率:1/2以内 補助下限20万円 上限400万円(1回限り)	西海市役所 西海ブランド振興部農林課 電話:0959-37-0070 FAX:0959-37-0220
⑩ 雲仙市	担い手育成支援事業	・雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け認定日後5年未満の者とする 【農業機械導入事業】 ・導入する機械は受益面積に基づいた作業能力を有する機械であることとする。 ・導入する機械は汎用性のないものとし、その基準については別に定める。 【農業施設整備事業】 ・面積が概ね5a以上かつ間口2.5m以上の園芸用ハウス(AP、ガラス、硬質ビニールハウス等)並びに面積が200㎡以内の畜舎及び畜糞尿処理施設 【新規就農者移住促進事業】 ・事業主体は長崎県外から移住してきた新規就農者(ただし、非農家に限る)で、住民票を移して5年以内のものとし、かつ、市の認定新規就農者の認定を受けた者で、当該認定後5年未満のものとする。 ・審査基準日は、交付申請書受付日とする。 ・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械であることとする。 ・導入する機械は、汎用性のないものとし、その基準については別に定める。 ・農業機械購入補助にあっては農業機械(中古機械を含む)の購入に要する費用 ・施設借上補助にあっては、施設(土地含む)の借上に要する費用	・農業機械及びその機械の付属品の購入費 【農業機械導入事業】 ・当該事業に要する経費の1/5以内(補助金限度額1,000千円以内) 【農業施設整備事業】 ・園芸用ハウス及びそのハウスの付帯設備(灌水、加温、電気設備等)、畜舎又は畜糞尿処理施設を新規に整備するために要する経費 ・当該事業に要する経費の1/5以内(補助金限度額1,000千円以内) 【新規就農者移住促進事業】 ・当該事業に要する経費の1/2以内とし、農業機械購入補助は1,500千円、施設借上補助は500千円を限度とする。	雲仙市農林課 0957-38-3111
⑪ 南島原市	新規就農者支援事業	下記の全てに当てはまる者 1. 南島原市に住所を有する者 2. 農業次世代人材投資事業(経営開始型)の対象となっている者又は対象となる見込みのある者。ただし、親元就農又は経営継承する者は除く。 3. 就農準備中又は就農後1年末満である者	下記の全てに当てはまる者 1. 南島原市に住所を有する者 2. 農業次世代人材投資事業(経営開始型)の対象となっている者又は対象となる見込みのある者。ただし、親元就農又は経営継承する者は除く。 3. 就農準備中又は就農後1年末満である者	農地、施設、資材などに要する経費の100%(上限100万円)
⑫ 小値賀町	農業研修支援事業	下記の全てに当てはまる者 1. 南島原市に住所を有する者 2. 南島原市へ転入したJターン者 3. 転入後1年経過していない者 4. 農業次世代人材投資事業(準備型)の対象となっている者又は対象となる見込みのある者 5. 長崎県が登録する南島原市内の研修受入団体等の指導のもと研修を受ける者 6. 南島原市内で就農する者	研修期間中の家賃1/2補助(上限25,000円)	南島原市役所 農林課 0957-73-6661
⑬ 小値賀町	小値賀町農業研修支援制度 (一財)小値賀町担い手公社研修制度	・農業に対する強い意志と意欲がある農業後継者や新規就農希望者等で、研修終了後も引き続き小値賀町に居住し、就農する意思のある者。概ね45歳未満。	【研修期間】1年間 地域おこし協力隊として1年間の農家研修を実施(うち2ヶ月間を諫早の農業大学校にて基礎研修を行う)2年目以降は、下記の担い手公社制度に移行する。 【生活支援】 月額20万円 国民健康保険及び国民年金保険料補助含む 【研修期間】 2年間 施設野菜を中心に露地野菜、育苗技術の研修を実施、品目に応じて公社若しくは農家研修を実施 【生活支援】 基本額○単身者研修月16万円 【扶養手当】 配偶者:13千円子:5千円/人 ○夫婦で研修24万円扶養手当子:5千円/人 ○住居手当月1万円(Jターン者のみ)	小値賀町産業振興課 0959-56-3111 小値賀町産業振興課 0959-56-3111 小値賀町担い手公社 0959-53-3344

新規就農 適正・知識チェックシート

I. 就農に対する適正

- 健康・体力には自信がある。
- 生き物（動植物）が好きである。
- 単純作業もこつこつやることが出来る。
- 他人との付き合いは苦にはならない。
- オフィスの事務作業よりも野外で体を動かすことが好きだ。
- 忍耐力にはかなり自信がある。

II. 新規就農についての意欲、動機、知識

- 農業取得で生活、職業としての農業を目指している。
- 新規就農した経営者に会ったり、体験談を直接聞いた事がある。
- これまでに受けた農業体験や研修により農作業の厳しさは体で分かっている。
- 家族と一緒に生活や仕事がしたい。
- 農業は自然の中で生き物を育てること。自然災害や技術不足のため、収穫が皆無の場合があることを知っている。
- 新たに農業を始めることは、経営者として新しく事業を起こし、経営者になることであり、非農家出身者が新たに農業を始めることは既存の生産基盤のある農家より容易でないことは分かっている。

III. 新規就農の事前準備状況

- 新規就農に関する情報収集に力を入れている（相談窓口訪問、相談会参加、インターネットホームページ、情報誌等）。
- どんな作物を作るのか（作目選択）意向が固まっている。
- どこで農業をやるか（就農希望地）意向が固まっている。
- 実際の就農までの準備事項および段取りは大筋理解している。
- 家族が就農に同意している。
- 自動車運転免許（普通免許以上）を所持している（ペーパードライバーを除く）。

IV. 就農条件の準備状況

- これまでに1年間以上にわたる農家・農業法人等での本格的研修を受けたことがあり（又は研修中）、目指す農業（作目）の技術と知識は身につけた。
- 就農希望地で就農に当たって親身になって面倒を見てくれる世話役的な人がいる。
- 農地を取得（購入又は借り入れ）するには法律（農地法等）にもとづいた許可と手続きが必要で、一定の要件をクリアすることが必要であることを知っている。

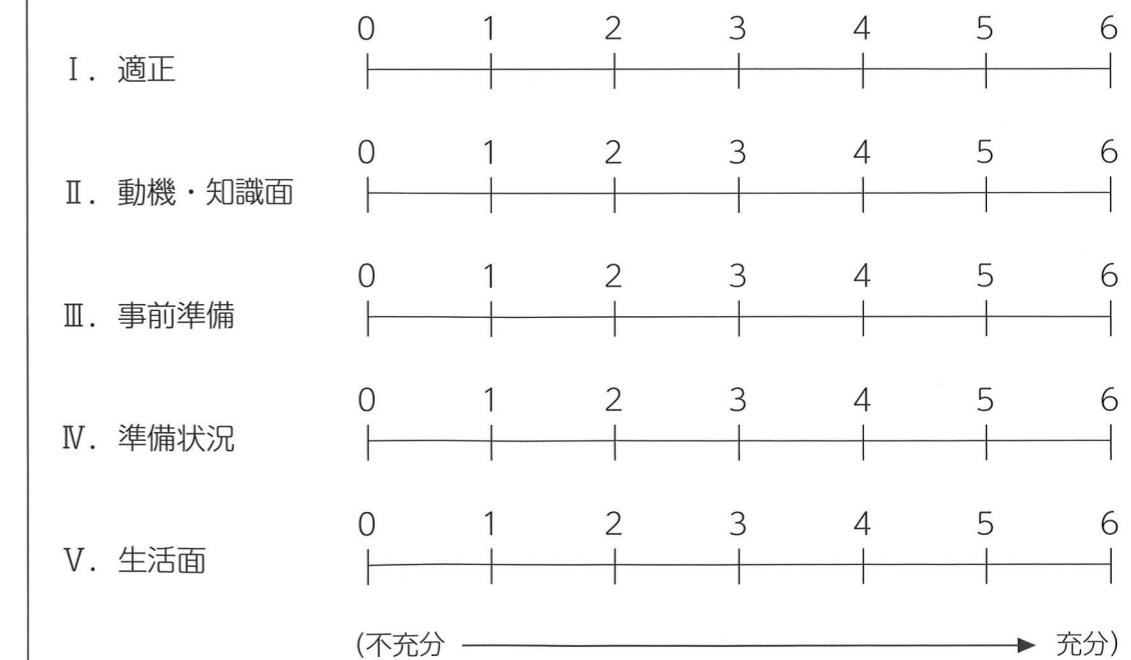
■ 営農のために用意出来る自己資金額は

- 200万円以上500万円未満…1／4 ポイント
 - 500万円以上1,000万円未満…2／4 ポイント
 - 1,000万円以上2,000万円未満…3／4 ポイント
 - 2,000万円以上…4／4 ポイント
- 営農資金が自己資金で足りず、融資制度を利用する場合、保証人になってくれる人が見込める。
- 経営についての一定の知識（複式簿記等）はある。
- 農産物の販売について自信がある（マーケティング関連業務経験、元の職場同僚・知人・友人等のネットワーク活用など）。

V. 農村生活・就農後の生活について

- 営農資金の他に、当面生活資金（1～2年程度）を用意している。
- 農業以外に本人や家族に収入を得る手立てがある。
- 農業をするには、住居がアパートなどでは難しいことを知っている。
- 農地と住居が離れていると作業が不便であることを知っている。
- 農村で生活する場合、地域とのコミュニケーションの重要性を知っている。
- 農業に関わる共同作業や地域での役割が求められることを知っている。

新規就農（自己診断）チェックシート集計表



新規就農・適正・知識普及センター

- I. 就農に対する適正
- 健康・体力には自信がある
 - 生産物（動植物）が好きである
- II. これまでの経験
- 農業取得実績がある
 - 新規就農の経験がある
 - これまでの経験がない
 - 家族と一緒に農業をやっている
 - 農業は自己資金で始めたい
 - ことを知りたい
 - 新たに農業を始めたい
- III. 新規就農についての不安
- 農業出稼地の選定
 - 売り手の見つけ方
 - どんな作物を作るのか（作物選定）意向が固まっている。
 - どこで農業をやるか（就農希望地）意向が固まっている。
 - 実際の就農までの準備事項および段取りは大筋理解している。
 - 関税や就農に同意している。

■長崎県地域就農支援センター (就農支援センターは振興局内に設置)

県央

〒854-0071 諫早市永昌東町 25-8
TEL0957-22-0057・FAX0957-35-1133

島原

〒855-0835 島原市西八幡町 8509-2
TEL0957-63-0462・FAX0957-62-4303

県北

〒859-6325 佐世保市吉井町大渡 80
TEL0956-41-2033・FAX0956-64-2239

五島

〒853-8502 五島市福江町 7-1
TEL0959-72-5115・FAX0959-72-5117

壱岐

〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触 678-7
TEL0920-45-3038・FAX0920-45-3045

対馬

〒817-8520 対馬市厳原町宮谷 224
TEL0920-52-4011・FAX0920-52-0960

お問い合わせ先

■長崎県新規就農相談センター 〒854-0062 諫早市小船越町 3171
(長崎県青年農業者等育成センター) TEL0957-25-0031・FAX0957-25-7716

■(一社)長崎県農業会議 〒850-0035 長崎市元船町 17-1 長崎県大波止ビル 3 階
TEL095-822-9647・FAX095-828-7469



長崎県新規就農相談センターホームページ

<https://www.pref.nagasaki.jp/e-nourin/nagasaki-syunou/index.php>

